公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第２１号
宮城県仙台市青葉区中山１―23―14　三石ハイツ101、住民票上の住所秋田県能代市末広町13番６号
債務者　中田　　基
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池条　有朋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第２８号
秋田県能代市元町５番４号
債務者　浅野　勝美
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　塁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第２５６号
京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町415番地１メゾンドエスペランサ201
債務者　足立　友一
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河田佳代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３５号
島根県大田市波根町686番地
債務者　岡田　弘子
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　洋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１１５号
北九州市門司区高田１丁目18番１―202号
債務者　川幡　武司
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　洋行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４８号
長崎県長崎市音無町14番41号
債務者　浦　　麻央
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池内　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６１５号
名古屋市西区野南町10番地　アネックス野南303号、従前の住所名古屋市西区中小田井５丁目349番地　エクセル後藤201号
債務者　長村　　茂
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　憲士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月16日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６２７号
大阪市西淀川区柏里１丁目５番10号　アーバンアベニュー401号室、前住所兵庫県尼崎市戸ノ内町６丁目13番５号
債務者　波彡野製作所こと　波彡野修一
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　一隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９９号
奈良市角振町22番地
債務者　笹川　雅義
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　賢志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５３号
徳島県小松島市櫛渕町字大郷領11番地の１新櫛渕団地Ｋ20号
債務者　近藤　龍也
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５７２号
北九州市八幡西区本城東１丁目７番９―406号
債務者　後藤　祐弥
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天久　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１１４号
北海道茅部郡森町字砂原２丁目107番地２
債務者　木村亜希子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端　佳太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第６号
岩手県宮古市近内１丁目５番３号、旧住所岩手県宮古市鍬ヶ崎上町４番65号
債務者　小瀬川健治
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横道二三男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２７年（フ）第２９９号
京都市左京区岩倉南平岡町２番地３　カーサ藤木206
債務者　杉浦　祥弘
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑中　宏夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１３８号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目85番地の11　タウニィ東園田105、前住所兵庫県伊丹市御願塚７丁目２番35―101号
債務者　岩本　　学
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２０号
山口県宇部市明神町２丁目９番27号
債務者　中川　敏雄
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
山口地方裁判所宇部支部